

2024年 海部津島スポーツ少年団軟式野球連盟 総会

日 時 2024年1月20日（土）
19時～
場 所 津島市文化会館
1F研修室

式 次 第

1. 開会の辞
2. 会長あいさつ
3. 議長・書記の選任について
4. 議事
 - (1) 2023年事業報告について
 - (2) 2023年収支決算報告について
 - (3) 2023年会計監査について
 - (4) 会長あいさつ
 - (5) 組織図（案）および役員・理事の紹介
 - (6) 規約（案）および内規（案）について
 - (7) 2024年事業計画（案）について
 - (8) 2024年予算（案）について
 - (9) その他
5. 閉会の辞

2023年（令和5年） 事業報告

海部津島スポーツ少年団軟式野球連盟

日程	曜日	時間	事項	内 容	場 所	参加
01月14日	土	19:00	理事会	2022年の事業結果・決算報告, 2023年の役員・規約・内規・事業・予算の審議等	弥富市 さくら会館	18名
01月21日	土	18:00	幹事会	2022年の事業結果・決算報告, 2023年の役員・規約・内規・事業・予算の審議等	大治町 ｽﾎﾟｰﾂ中心	8名
01月21日	土	19:00	総 会	2022年の事業結果・決算報告, 2023年の役員・規約・内規・事業・予算の審議等	中止 (書面審議)	中止
02月04日	土	19:00	講習会	指導者講習会	中止	中止
02月11日	土	19:00	理事会	第43回全日本学童・第45回全国スボ少交流大会審議等	大治町 ｽﾎﾟｰﾂ中心	18名
02月18日	土	19:00	抽選会	第43回全日本学童・第45回全国スボ少交流大会	大治町 ｽﾎﾟｰﾂ中心	13チーム
02月26日	日	08:30	開 会	第43回全日本学童・第45回全国スボ少交流大会（津島）	津島市	13チーム
04月09日	日	09:00	審判部	審判部審判講習会（南部）	弥富市	52名
04月15日	土	19:00	理事会	学童大会振り返り, 第67回中日少年・第26回愛知県選手権大会審議等	大治町 ｽﾎﾟｰﾂ中心	18名
04月22日	土	19:00	抽選会	第67回中日少年・第26回愛知県選手権大会	弥富市 社会教育センター	13チーム
05月07日	日	08:30	開 会	第67回中日少年・第26回愛知県選手権大会（南部）	蟹江町	13チーム
08月19日	土	19:00	理事会	中日大会振り返り, 第42回愛知県新人大会審議等	大治町 ｽﾎﾟｰﾂ中心	18名
08月26日	土	19:00	抽選会	第42回愛知県新人大会	大治町 ｽﾎﾟｰﾂ中心	12チーム
09月03日	日	08:30	開 会	第42回愛知県新人大会（愛西）	愛西市	12チーム
10月14日	土	19:00	理事会	県新人大会振り返り, 第46回海部津島連盟大会審議等	大治町 ｽﾎﾟｰﾂ中心	18名
10月21日	土	19:00	抽選会	第46回海部津島連盟大会	大治町 ｽﾎﾟｰﾂ中心	13チーム
11月03日	祝	09:00	開 会	第46回海部津島連盟大会（東部）	大治町	13チーム
11月04日	土	17:00	幹事会	2023年の振り返り, 2024年の審議事項等	愛西市 親水公園	8名
11月04日	土	19:00	理事会	幹事会の議事報告・審議, 2023年の振り返り, 2024年の審議事項等	愛西市 親水公園	18名
12月02日	土	18:00	納 会	2023年の振り返り等	津島市 文化会館	中止
12月09日	土	19:00	理事会	2023年の事業結果・決算, 2024年の規約・内規・事業・予算の審議等	大治町 ｽﾎﾟｰﾂ中心	18名

* 幹事会・役員会・理事会は、上記以外に必要に応じて臨時に開催

* 役員会は上記理事会と同じ日に開催（18時～）

* 上記以外に抽選会前に理事会を開催（18時～）

* 審判部会は、原則各大会決勝の日（大会が雨天順延となった場合でも当初の決勝予定日）に開催（19時～）

* 全尾張軟式野球大会（学童）、三支部学童軟式野球交流大会の予選会を開催

（中日少年軟式野球大会の三位が全尾張軟式野球大会（学童）、四位が三支部学童軟式野球交流大会に出場）

* 津島フェアリーズの活動（NPBガールズトーナメント・三支部学童軟式野球交流大会参加）を支援

* 応急処置講習会を開催（各市町村にて随時開催）

* 一般審判講習会を開催（各市町村にて随時開催）

海部津島スポーツ少年団軟式野球連盟
2023年決算

収入の部

款	項	目	内訳金額	金額	備考
前年度繰越				510,945	
連盟運営費				238,004	
	登録費	県野連登録費	104,000		8,000×13チーム
	還付金	県野連還付金	39,000		3,000×13チーム
	会費	連盟年会費	65,000		5,000×13チーム
	協賛金		30,000		(株)共同写真企画
	預金利息		4		
大会費				204,000	
	大会参加費	学童大会	52,000		4,000×13チーム
		中日大会	52,000		4,000×13チーム
		新人大会	48,000		4,000×12チーム
		連盟大会	52,000		4,000×13チーム
合計				952,949	

支出の部

款	項	目			
連盟運営費				212,244	
	登録費	県野連登録費	104,000		8,000×13チーム
	会議費		17,960		
	事務・運営費		61,984		
	審判部運営費		16,400		
	フェアリーズ活動費		11,900		
大会費				220,600	
	学童大会		51,400		
		大会開会助成金	10,000		津島
		大会運営費	41,400		メダル代
	中日大会		51,400		
		大会開会助成金	10,000		南部
		大会運営費	41,400		メダル代
	新人大会		51,400		
		大会開会助成金	10,000		愛西
		大会運営費	41,400		メダル代
	連盟大会		51,400		
		大会開会助成金	10,000		東部
		大会運営費	41,400		メダル代
	東海大会	大会出場助成金	15,000		弥富ベースボールクラブ
次年度繰越				520,105	
合計				952,949	

連盟備品

投手板 6基
パソコン・プリンター

監査報告書

2023年の決算にあたり、関係書類を監査したところ、
いずれも正確適正であると認めました。

2024年1月7日

海部津島スポーツ少年団軟式野球連盟

会計監査

伍治芳明

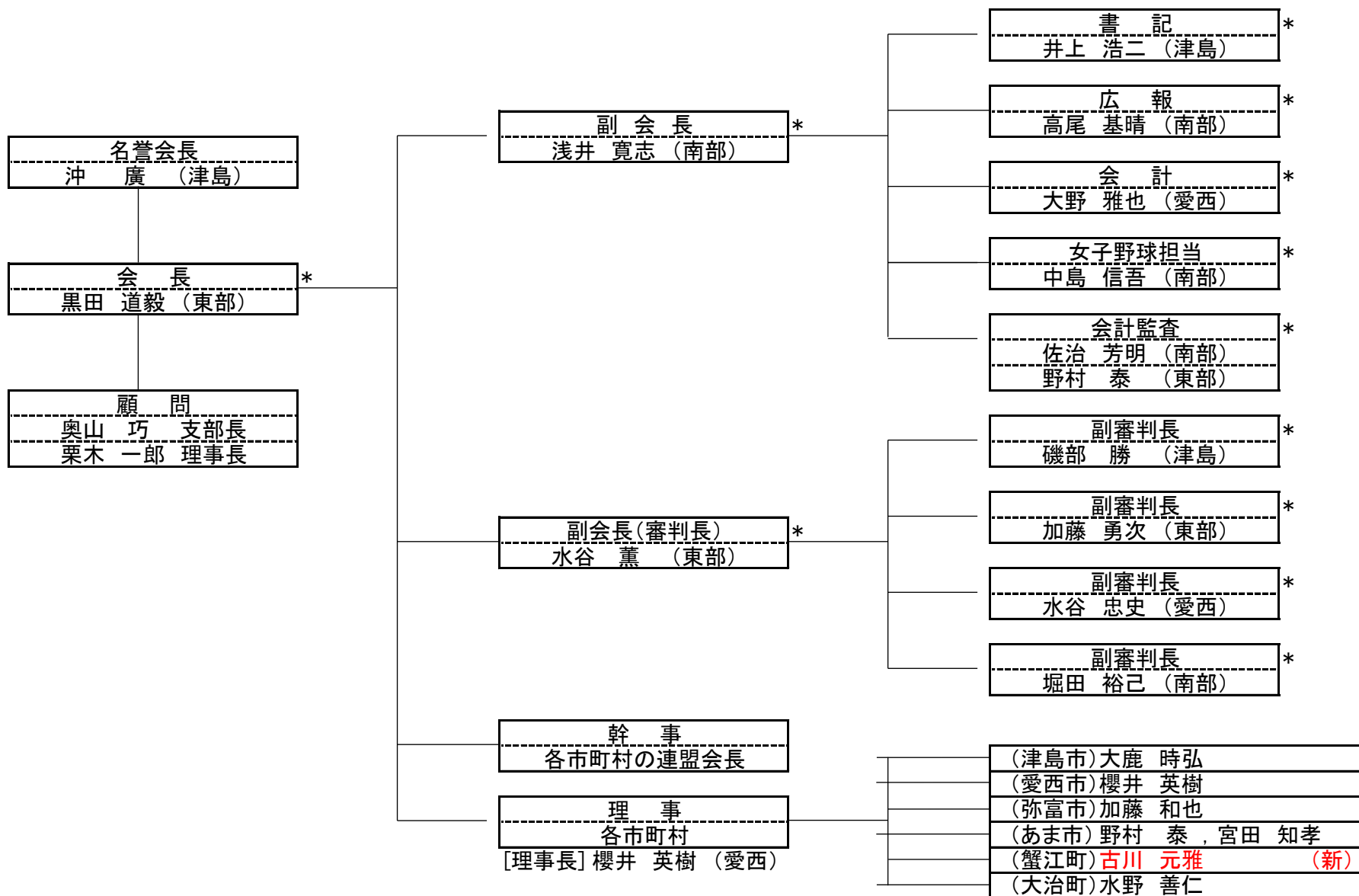


会計監査

野村 泰



2024年 海部津島スポーツ少年団軟式野球連盟 組織図 (案)



注) * は役員とし、役員会・理事会に出席する(ただし、会計監査は除く)

海部津島スポーツ少年団軟式野球連盟

規 約 (案)

(総 則)

第1条 本連盟は、海部津島スポーツ少年団軟式野球連盟「以下連盟」と称する。

第2条 本連盟の事務局は、原則選出された会長の市町村の教育委員会または会長の自宅に事務局をおくものとする。

(目 的)

第3条 本連盟の目的は、下記の各項による。

- (1) 少年野球の普及と基礎技術の習得。
- (2) 公正・協力・責任などの態度を身につける。
- (3) 少年の健全な身体と精神の育成。
- (4) 指導者及び保護者の親睦を図る。

(組 織)

第4条 本連盟は、海部津島地区のスポーツ少年団に登録したチーム及びその団員と指導者によって組織され、下記の各項によるものとする。

- (1) 小学生年齢層（12歳まで）のクラブチームとして、リトルリーグ及び日本野球連盟など硬球を使用している団体に登録している者の参加は認めない。
- (2) 20歳以上の責任者（男女を問わない）をチームの代表として届けなければならない。
- (3) 本連盟に新しく加入するチームは、理事会で審議して役員会で承認を得なければならない。
- (4) 年度途中にての新加入申込みは準会員として役員が認めた場合、会員同等に試合をすることができる。

(事 業)

第5条 本連盟は、第3条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- (1) 本連盟の事業は、毎年1月1日に始まり、12月31日を以って終わる。
- (2) 各種大会の開催。
- (3) 指導者研修会の開催。
- (4) 津島フェアリーズの活動支援。
- (5) その他目的を達成するための事業。

(役員及び幹事・理事・代議員)

第6条 本連盟に下記の役員及び幹事・理事・代議員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 審判長 1名（副会長兼務）
- (4) 副審判長 若干名
- (5) 書記 1名
- (6) 広報 1名
- (7) 会計 1名
- (8) 女子野球担当 1名
- (9) 会計監査 2名
- (10) 幹事 若干名
- (11) 理事 20名以内
- (12) 代議員 各チーム1名

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本連盟を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは職務を代行する。
- (3) 審判長は、本連盟が主催する各大会の運営と、審判講習会や他の場面で審判の質向上を行う。
- (4) 副審判長は、審判長を補佐し、審判長が事故あるときに職務を代行する。
- (5) 書記は、本連盟の会議の記録を整理整頓する。
- (6) 広報は、本連盟の発展の普及と啓発活動をする。
- (7) 会計は、本連盟の会計を行う。
- (8) 女子野球担当は、本連盟が活動支援する津島フェアリーズの振興と発展に向けた啓発活動をする。
- (9) 会計監査は、本連盟の会計を監査する。

第8条 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、幹事会の推挙によって、役員会・理事会を経て、総会で承認するものとする。
- (2) 会長以外の役員は、会長が委嘱し、役員会・理事会を経て、総会で承認するものとする。
- (3) 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役員に欠員が生じた場合、会長は幹事会によって推挙、他の役員は会長が委嘱する。また、任期は前任者の在任期間とする。なお、後任者が正式決定するまでの期間は、他の役員が兼務して職務を代行する。
- (4) 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまではその職務を代行する。

第9条 幹事の任務と選出は、次のとおりとする。

- (1) 幹事は、幹事会を構成し、会長から提案のあった審議事項を協議する。
- (2) 幹事は、各市町村の会長及び代表者がこれにあたる。

第10条 理事の任務と選出は、次のとおりとする。

- (1) 理事は、理事会を構成し、事業計画に基づいて職務を遂行する。
- (2) 理事は、各市町村より1名選出する。チーム数の多い市町村についてはこの限りではない。(原則5チーム以上は2名以上、それ以下については1名。)2名以上選出する場合は、役員会及び理事会の承認を必要とする。なお、理事に欠員が生じた場合は、その市町村より選出し、任期は前任者の残任期間とする。
- (3) 理事は、任期が満了しても後任者が就任するまではその職務を代行する。
- (4) 理事は、理事長を1名選出し、理事長は理事会を代表し会務を行う。また、任期は1年とし、再任を妨げない。

第11条 代議員の任務と選出は、次のとおりとする。

- (1) 代議員は、総会に出席し総会を構成する。
- (2) 代議員は、各チームの監督及び代表者がこれにあたる。

第12条 本連盟に顧問・名誉会長をおくことができる。

- 2 顧問・名誉会長は、幹事会・役員会の推挙によって会長が委嘱し、任期は2年とする。

(会 議)

第13条 本連盟の会議は、役員会・幹事会・理事会・総会・監督者会議・納会とする。

毎年度の事業計画は役員会で作成し、総会で承認を得なければならない。

- 2 役員会及び幹事会・理事会・監督者会議は、会長が必要と認めたときに召集する。
 - (1) 役員会は、役員が出席し、第3条、第5条の目的達成のため計画立案及び外郭団体との折衝と経費の予算・決算、その他必要な事項を検討する。議長は、副会長がこれにあたる。
 - (2) 幹事会は、会長・副会長・幹事が出席し、緊急性及び重大審議事項を協議する。
 - (3) 理事会は、役員・理事が出席し、役員会での検討事項を協議するとともに、事業が円滑に遂行できるよう努める。議長は、理事長がこれにあたる。
 - (4) 監督者会議は、役員・理事・各チームの監督又は代表者が出席し、事業の円滑を推進するものとする。
 - (5) 役員会・幹事会・理事会での検討・協議事項については審議の上、専決事項もある。
 - (6) 納会は、役員・理事・幹事・各チーム関係者が出席し、年度事業の振り返りと、指導者及び保護者の親睦を図る。
 - (7) 役員会・幹事会・監督者会議・納会の進行は、会長が委嘱する。

(総会)

- 第14条 本連盟は、総会を会長が召集し年1回開催し、予算・決算・事業計画・会務の報告・規約の変更・その他会務に関する重要な議決を行う。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に召集することができる。また、代議員の過半数の署名、要望があった時は臨時総会を開かなければならない。
- 2 会長及び役員を総会にて承認する。
 - 3 総会には、議長1名、書記1名を選出する。
 - 4 議長は、総会の進行を遂行する。
 - 5 総会は、代議員の過半数をもって成立する。
 - 6 議決は出席者の過半数をもって決する。同数の場合は、議長がこれを決する。

(審判部)

- 第15条 本連盟に審判部をおく。連盟の審判部会員は、各市町村の連盟が推挙する者で構成し、連盟が主催する大会の審判を担当する。

(会計)

- 第16条 本連盟の運営に関する経費は、会費・入会金・補助金・寄付金・その他の収入をもってあてる。
- 2 本連盟の会計年度は、1月1日に始まり12月31日で終わる。
 - 3 本連盟に入会するチームは、10,000円の入会金を納め、年会費は5,000円とする。(年度の途中入会も同額とする。)なお、会費を納めない場合は、会員としての資格を失う。また途中退会については返金しない。
 - 4 事業の経費などは、その都度理事会で審議し参加費等を決めて事業の運営にあてる。
 - 5 本連盟に加盟するチームが連盟の代表として出場した県大会により、県代表で東海大会や全国大会などに出場する場合は、大会参加費を助成金として支給する。

(その他)

- 第17条 規約施行について必要事項の細目は、別に定める内規による。
- 第18条 規約の定めのない事項について協議が必要な場合は、役員会・幹事会・理事会を開き総会で決定する。

附 則

- この規約は、昭和54年4月1日より施行する。
- この規約は、昭和59年4月1日一部改正施行する。
- この規約は、昭和60年4月1日一部改正施行する。
- この規約は、昭和61年2月9日一部改正施行する。
- この規約は、平成2年4月1日一部改正施行する。
- この規約は、平成10年3月1日一部改正施行する。
- この規約は、平成12年2月20日一部改正施行する。
- この規約は、平成15年2月16日一部改正施行する。
- この規約は、平成20年3月2日一部改正施行する。
- この規約は、平成21年1月25日一部改正施行する。
- この規約は、平成23年1月23日一部改正施行する。
- この規約は、平成25年1月20日一部改正施行する。
- この規約は、平成26年8月17日一部改正施行する。
- この規約は、平成27年1月17日一部改正施行する。
- この規約は、平成29年1月21日一部改正施行する。
- この規約は、平成30年1月20日一部改正施行する。
- この規約は、2019年1月19日一部改正施行する。
- この規約は、2020年1月18日一部改正施行する。
- この規約は、2023年1月21日一部改正施行する。
- この規約は、2024年1月20日一部改正施行する。

海部津島スポーツ少年団軟式野球連盟

内 規 (案)

海部津島スポーツ少年団軟式野球連盟の規約第5条の活動を達成するため、第17条にもとづき次の事柄を定める。

1. 団員の登録者数は制限しない。大会各試合の選手登録は、10名以上（海部津島スポーツ少年団軟式野球連盟大会は9名以上）、25名以内とする。
2. 連合チームの大会参加
 - ア. 愛知県軟式野球連盟へ年初の登録完了しているチームが、経験不足や一時的な人数不足により、10名以上のチーム編成で大会参加ができない場合、連合チームとして本連盟が主催する大会への出場を可能とする。野球振興面から、連合チームとしての新規登録は要せず、大会参加を認めることとする。
 - イ. 連合するチームは、愛知県軟式野球連盟に登録された海部津島スポーツ少年団軟式野球連盟加盟チームに限る。
 - ウ. 連合チームとして大会へ参加する場合は、各大会審議の理事会で、連合した双方のチームが所属する市町村の理事から報告され、了承された場合に限る。
 - エ. 連合した双方のチームが、10名以上の選手でチーム編成ができて大会参加が可能になった場合、それぞれの単独チームで大会に参加すること。
3. 大会中、次に記す（ア）の不正行為をおこなったチームには理事会の審議により（イ）の罰則を与えることがある。
 - ア. 不正行為とみなされる事例
 - （1）審判やプレーヤーに暴言をはいたり暴力をふるった場合。
 - （2）メンバーに登録されていないものが出場した場合。
 - （3）故意に試合を延ばしたり、だらけた試合をした場合。
 - （4）各試合において、内規などに違反し本連盟より代表者又は監督へ改めるよう要請したにもかかわらず理事会で改めていないと判断した場合。
 - （5）その他大会の運営に支障をきたした場合。
 - イ. 不正したチームに対する処置
 - （1）試合中及び試合終了後に発見された場合は、理事会で審議のうえ、相手チームに勝利を与える場合もある。
 - （2）選手及び指導者の不正は、その所属チームの責任とみなし、その大会及び次の大会の試合を停止させることもある。
 - （3）本連盟からの除名を含む、その他相応の処置もある。
4. チームの都合により大会の試合を棄権した場合、そのチームは不戦敗となる。この場合必ず大会役員に試合開始30分前までに連絡する。
5. 試合をするチームは、開始30分前までに集合し、メンバー表を提出する。（メンバー表はフルネームで記入し、提出者は監督とする。）
6. プレーヤーと用具
 - ア. 統一した帽子・ユニフォーム（同色のアンダーシャツ・ストッキング・ソックス・ベルトを含む）を着用する。また、スパイクは金具のついていないものを使用する。（監督・コーチも同じとする。）ただし、代表者・スコアラーはチームの帽子を着帽し、ユニフォーム及び審判服の着用は不可とする。（試合前のグラウンド内練習に参加する指導者はチームの帽子を着帽し、運動の出来る服装（審判服は不可）とする。）
 - イ. 連合チームとして大会へ参加する場合は、背番号の重複のみを避け、元のチームのユニフォーム・帽子での大会出場を認めることとする。

ウ. 危険防止のために捕手は、ヘルメット・マスク・プロテクター・レガース・ファウルカップを使用する。また、打者・走者及びベースコーチは両耳つきヘルメット（安全保証マーク入り）を使用する。SG基準を満たした顎ガードつきヘルメットの使用も可とする。ただし、不正な改造（パーツの付け加えなど）、破損など安全性を欠く場合には使用できない。また、既に使用・保有している顎ガードのないヘルメットに、後から顎ガードを取り付けることは認められない。（ヘルメット本体の安全性が確認できないため。）

エ. ボールはマルエスJ号球を使用する。

オ. バットについて

(1) 学童用以上で、太さが直径7センチ以下で、長さは106.7センチ以下のものを使用すること。

(2) 金属バットは連盟公認のJSBBのマークのものを使用する。

(3) 変形した金属バット、その他不完全（危険）と認めたものは使用を禁止する。

カ. 背番号は全員がつける。

(1) 選手は0番から99番までとする。

(2) 監督は30番、コーチは28・29番、主将は10番とする。

(3) 背番号をピンなどで留めることを禁止する。（ホックはよい。）

7. 試合について

ア. 適用する規則は現行の公認野球規則及び本連盟の内規とする。

イ. 6回戦又は90分試合とし、85分を過ぎて、以降新しいイニングには入らない。（3回10点差、4回以降7点差の場合はコールドゲームとする。）

ウ. 同点の場合はタイブレーク方式で最長1イニング行い、さらに同点の場合は出場選手9名による抽選とする。

エ. 決勝戦については、コールドゲームはなしとする。同点の場合は、タイブレーク方式で勝敗のつくまで行う。ただし、延長10回もしくは、2時間30分を超えた場合は、新しいイニングに入らないで翌日以降の再試合とする。

オ. タイブレーク方式

継続打順で前回の最終打者を1塁、その前の打者を2塁とし無死1・2塁の状態にして行い、得点の多いチームを勝ちとする。（走者は投手を除くことができる。）記録は前得点とタイブレーク方式の得点を加算する。

カ. 抽選方法

(1) 審判員及び試合終了時に出場していた両チームのメンバーが、終了のあいさつの体形に整列する。

(2) 抽選は○印、×印の抽選カード各9枚により行う。

(3) 審判員が抽選カードを持ち先攻チームよりポジション順に1枚ずつ交互に選ばせる。

(4) 2人の審判員が両チームの選んだ抽選カードを集め、監督立会いのもと、同時に確認する。

(5) ○印の多い方を抽選勝ちとする。（記録は抽選勝ちとする。）

キ. 降雨又は日没により試合続行不可能となった場合、5回が終了していれば試合は成立する。この場合の得点の扱いは均等回までの得点とし、勝敗を決する。

ク. 試合球として、ニューボールを2球ずつ提出する。

ケ. ベンチ入りできるのは登録された選手25名以内と監督、コーチ、代表者及びスコアラーの5名以内とする。また、熱中症対策として、保護者2名以内をベンチに入れることができる。（ユニフォーム及び審判服の着用は不可とする。）

コ. ベンチ入りは抽選番号の若番が1塁側とする。

サ. 指導者及び選手は必要以外ベンチから出ること及び入ることはできない。（やむなくベンチから出る場合は、担当理事又は審判の許可を得る。）

シ. 試合中の投球練習は、初回（投手交替時）7球、以降3球とする。なお、投球練習時の代理捕手が控え選手にいない場合、三塁手等を代理捕手とする。

ス. アウト後の内野手間のボールの転送は一回り以内とし、次打者がバッターボックスに入るまでに投手に返球する。

セ. 試合以外の練習場所については、グラウンド担当理事の指示に従う。

ソ. 試合の禁止事項

- (1) 素振り用バットや素振り用リングの使用。
- (2) 選手のリストバンドやサポーターの使用。(負傷などにより大会側の承認を得れば、その限りではない。)
- (3) 守備側からのタイム中、投手と捕手との投球練習。

タ. 試合のスピード化に関する事項

- (1) 攻守交替は駆け足で行う。
- (2) 打者はみだりにバッターボックスから出ないでサインを見ること。
- (3) 次打者は次打者席で投手の投球動作に合わせて素振りをしてはならない。投手も必ず次打者席に入ること。
- (4) 試合中、スパイクのひもの結び直しなどでの遅延行為とみなされるタイムは認めない。
- (5) 抗議及び選手交代の通告は監督が行う。
- (6) 監督は投手マウンドに行くことができる。(但し、1イニングに同一投手のもとへ2回行けば投手交代となる。)

チ. 開会式当日の試合に出場できる選手は、開会式に参加した選手に限る。ただし、学校行事・市町村行事への参加、学校・市町村から依頼された行事への参加、本連盟を代表して出場する大会への参加の場合や、連盟が人数を指定した場合はこれに当たらない。また、突発な体調不良等でやむなく参加できない場合は、開会式開始までに申し出る。

ツ. 投手の投球は1日70球(4年生以下は同60球)までとする。ただし、規定投球数に達した打者の打撃が同一イニングで完了するまでは投球を認める。なお、ボークにかかわらず投球したものは投球数に数える。(牽制球等の送球は投球数に数えない。)

テ. 試合中にキャッチボール(投球練習)を行う場合、ファウルゾーンの試合の妨げにならない場所で行う。(キャッチボールが行えるのは1組に限る。)但し、捕手を座らせての投球練習を行う場合、捕手はヘルメット、マスクを着用する。その場合、投手をベンチ側、捕手を外野側とする。

ト. 守備の時間が長い場合(概ね20分)には健康維持を考慮し、審判員の判断で給水タイムを設けることとする。

ナ. 試合の勝利チームは、試合後のグラウンド整備を行うこと。

8. 試合の組み合わせ日時などについて

ア. 学校行事及び市町村が主催する行事を最優先にする。(本連盟を代表して出場する大会への参加も含む。)

イ. 連盟が指定した日時までに、各チームは各市町村理事に学校行事日程を申し出ること。

ウ. 組み合わせ及び日時決定後の変更は認めない。

9. 審判について

ア. 審判についての細目は、別に定める。

イ. 審判員の服装は、本連盟が認めたものを着用する。

ウ. 各チームから毎年1名以上の登録審判員を登録する。審判は審判部会員と登録審判員の4名で行う。

エ. 球審は審判部会員が行う。ただし、担当審判員4名の話し合いで変更は可とする。

オ. 次の試合の準備は、担当審判員4名で行う。

カ. 審判部会員と登録審判員は、連盟主催の審判講習会を受講しなければならない。審判講習会を欠席した場合、やむを得ない理由と審判長が判断した場合は、この限りではない。ただし各地区の副審判長が責任をもって講習内容を指導する。

キ. 審判部会員と登録審判員は、審判部会に出席すること。

10. 傷害事故について

試合中もしくは試合前後に発生した選手、指導者、審判員、観客、その他への事故、傷害については、各々が責任を持って処置にあたり、本連盟は一切責任を負わない。

11. この内規にないものは、大会ごとに理事会で審議決定する。

附 則

この内規は、昭和 59年 5月 29日施行
この内規は、昭和 62年 2月 13日施行
この内規は、平成 1年 1月 19日施行
この内規は、平成 1年 12月 6日施行
この内規は、平成 2年 12月 15日施行
この内規は、平成 8年 2月 17日施行
この内規は、平成 13年 4月 14日施行
この内規は、平成 15年 5月 31日施行
この内規は、平成 16年 12月 19日一部改正
この内規は、平成 21年 1月 25日一部改正
この内規は、平成 22年 1月 24日一部改正
この内規は、平成 23年 1月 23日一部改正
この内規は、平成 25年 1月 20日一部改正
この内規は、平成 26年 1月 19日一部改正
この内規は、平成 27年 1月 17日一部改正
この内規は、平成 28年 1月 16日一部改正
この内規は、平成 29年 1月 21日一部改正
この内規は、平成 29年 4月 16日一部改正
この内規は、平成 30年 1月 20日一部改正
この内規は、2019年 1月 19日一部改正
この内規は、2019年 4月 20日一部改正
この内規は、2020年 1月 18日一部改正
この内規は、2020年 7月 4日一部改正
この内規は、2020年 10月 17日一部改正
この内規は、2021年 1月 16日一部改正
この内規は、2022年 1月 22日一部改正
この内規は、2022年 4月 16日一部改正
この内規は、2024年 1月 20日一部改正

2024年 事業計画 (案)

海部津島スポーツ少年団軟式野球連盟

日程	曜日	時間	事項	内容	場所
01月13日	土	19:00	理事会	2023年の事業結果・決算報告、2024年の役員・規約・内規・事業・予算の審議等	弥富市 社会教育センター
01月20日	土	18:00	幹事会	2023年の事業結果・決算報告、2024年の役員・規約・内規・事業・予算の審議等	津島市 文化会館
01月20日	土	19:00	総会	2023年の事業結果・決算報告、2024年の役員・規約・内規・事業・予算の審議等	津島市 文化会館
02月03日	土	19:00	講習会	指導者講習会	中止
02月10日	土	19:00	理事会	第44回全日本学童・第46回全国スボ少交流大会審議等	弥富市 社会教育センター
02月17日	土	19:00	抽選会	第44回全日本学童・第46回全国スボ少交流大会	大治町 スポーツセンター
02月25日	日	09:00	開会	第44回全日本学童・第46回全国スボ少交流大会（東部）	あま市
04月07日	日	09:00	審判部	審判部審判講習会（津島）	津島市 東公園グラウンド
04月20日	土	19:00	理事会	学童大会振り返り、第68回中日少年・第27回愛知県選手権大会審議等	大治町 スポーツセンター
04月27日	土	19:00	抽選会	第68回中日少年・第27回愛知県選手権大会	大治町 スポーツセンター
05月12日	日	09:00	開会	第68回中日少年・第27回愛知県選手権大会（津島）	津島市
08月17日	土	19:00	理事会	中日大会振り返り、第43回愛知県新人大会審議等	大治町 スポーツセンター
08月24日	土	19:00	抽選会	第43回愛知県新人大会	大治町 スポーツセンター
09月01日	日	09:00	開会	第43回愛知県新人大会（南部）	弥富市
10月19日	土	19:00	理事会	県新人大会振り返り、第47回海部津島連盟大会審議等	大治町 スポーツセンター
10月26日	土	19:00	抽選会	第47回海部津島連盟大会	大治町 スポーツセンター
11月03日	日	09:00	開会	第47回海部津島連盟大会（愛西）	愛西市
11月09日	土	17:00	幹事会	2024年の振り返り、2025年の会長推挙・審議事項等	大治町 スポーツセンター
11月09日	土	19:00	理事会	幹事会の議事報告・審議、2024年の振り返り、2025年の審議事項等	大治町 スポーツセンター
12月07日	土	18:00	納会	2024年の振り返り等	大治町 スポーツセンター
12月14日	土	19:00	理事会	2024年の事業結果・決算、2025年の役員・規約・内規・事業・予算の審議等	大治町 スポーツセンター

- * 幹事会・役員会・理事会は、上記以外に必要なに応じて臨時に開催
- * 役員会は上記理事会と同じ日に開催（18時～）
- * 上記以外に抽選会前に理事会を開催（18時～）
- * 審判部会は、原則各大会決勝の日（大会が雨天順延となった場合でも当初の決勝予定日）に開催（19時～）
- * 全尾張軟式野球大会（学童）、三支部学童軟式野球交流大会の予選会を開催
（中日少年（学童）軟式野球大会の三位が全尾張軟式野球大会（学童）、四位が三支部学童軟式野球交流大会に出場）
- * 津島フェアリーの活動（NPBガールズトーナメント・三支部学童軟式野球交流大会等への参加）を支援
- * 応急処置講習会を開催（各市町村にて随時開催）
- * 一般審判講習会を開催（各市町村にて随時開催）

海部津島スポーツ少年団軟式野球連盟 2024年予算(案)

収入の部

款	項	目	内訳金額	金額	備考
前年度繰越				520,105	
連盟運営費				222,000	
	登録費	県野連登録費	96,000		8,000×12チーム
	還付金	県野連還付金	36,000		3,000×12チーム
	会費	連盟年会費	60,000		5,000×12チーム
	協賛金		30,000		
大会費				192,000	
	大会参加費	学童大会	48,000		4,000×12チーム
		中日大会	48,000		4,000×12チーム
		新人大会	48,000		4,000×12チーム
		連盟大会	48,000		4,000×12チーム
合計				934,105	

支出の部

款	項	目			
連盟運営費				246,000	
	登録費	県野連登録費	96,000		8,000×12チーム
	会議費		20,000		
	事務・運営費		50,000		
	審判部運営費		20,000		
	フェアリーズ活動費		30,000		
	義援金		30,000		令和6年能登半島地震
大会費				208,000	
	学童大会		52,000		
		大会開会助成金	10,000		東部
		大会運営費	42,000		メダル代
	中日大会		52,000		
		大会開会助成金	10,000		津島
		大会運営費	42,000		メダル代
	新人大会		52,000		
		大会開会助成金	10,000		南部
		大会運営費	42,000		メダル代
	連盟大会		52,000		
		大会開会助成金	10,000		愛西
		大会運営費	42,000		メダル代
予備費				480,105	
合計				934,105	

連盟備品

投手板 6基
パソコン・プリンター

代表者会 確認事項（規則、内規以外）

《開会式》

- ・ 開会式には当日出場する選手全員参加すること。（できない場合は理由を事前に担当理事に申し出る）
- ・ 開会式ではグラウンドコートは基本的に使用しないこと。（使用許可は当日の会長判断）
- ・ 開会式は、ユニフォームならびにスパイクで参加すること。（グラウンド事情がない限り）
- ・ 開会式に使用する団旗は日本スポーツ少年団公式のものを使用すること。
- ・ ブラカード、団旗（主将が持つ）を先頭に背の低い順で整列すること。

《試合前》

- ・ 選手、監督は試合開始 30 分前までには到着し、監督が本部席にメンバー表とボールを提出すること。
- ・ 天候の都合で最大 15 分、試合が早まる場合がある。
- ・ ベンチ内はもちろん、グラウンド内も禁煙である。
- ・ メンバー確認が始まったら、すでに試合が始まっているので、ベンチから必要以外出ないこと。
（トイレはメンバー確認の前に必ず済ませておくこと）
試合中のトイレは本部席（張番）に申し出てから行くこと。
- ・ 連盟大会を除きベンチ入りの選手は 10 人以上、25 人以下である。（10 人揃わないと試合はできない）
- ・ ベンチに入れる指導者は 5 名とする。（5 名とは別に給水係は 2 名まで可能とする）
ベンチに入れる指導者 5 名とは、監督（30）、コーチ（29・28）、スコアラー、代表者である。ベンチ内（給水係を除く）ではチーム帽子を着用すること。
- ・ 試合中、選手と監督以外はベンチから出ないこと。
（監督は、タイムを要求するとき以外にベンチをみだりに出ないこと）
- ・ 試合前の練習に参加の指導者は、運動のできる格好でチーム帽子をかぶること。
- ・ スコアラー、代表者、給水係は私服とする。ユニフォームを着ることはできない。
- ・ 球審の最初のプレイ宣告で試合開始時間計測とする。連盟では 85 分を過ぎたら新しい回には入らない。
- ・ 本部席は、理事、役員、グラウンド関係者及び当日の審判員以外は入れない。
- ・ 連盟では、審判、役員へのお茶出しはなしとする。

《道具・身に着けるもの》

- ・ 捕手役の選手が座って投球を受ける場合、ヘルメット・マスク・ファウルカップを着けること。
- ・ 投手のグラブについては 1 色とし、灰色と白色のグラブは使えない。
- ・ グラブの紐の長さを点検しておくこと。（きちんと結ぶ、5 cm 以内）
- ・ バットは変形や破損、テープの不備があると使えない。投手は手や腕のテーピングや絆創膏など付けることはできない。
リストバンドは使用禁止とする。マスコットバット、素振り用リングは禁止とする。
- ・ キャプテンは背番号 10 を付けること。
- ・ ロングパンツは学童では選手も指導者も禁止とする。

《試合中・後》

- ・ 連盟内規・野球規則・競技者必携をベンチ内に用意し、すぐに確認できるようにすることが望ましい。
- ・ セーフ、アウト、ストライク、ボール、ファウル、フェア・ボークなどの判定は抗議の対象にならない。
- ・ ルールの適用を審判が間違っていると思える時だけ、訂正を求めることができる。
- ・ 挨拶は最初と最後に整列して行うので、それ以外を行わない。（連名で申し合わせ済み）
- ・ 監督は 5 分以上抗議を続けると、退場処分になることがある。
- ・ 審判 4 人で協議して下った判定は最終的であるので、それ以上の抗議は両チームともできない。
- ・ 試合中のキャッチボールは外野のファウルエリア内で行うこと。座っての捕手役はホーム側を向くこと。試合中のキャッ

チボールは1組までで選手同士とする。

- イニング間の次打者以外の素振りは禁止とする。
- 次打者の素振りは次打者席以外禁止とする。また、打席内での素振りは禁止とする。
- 捕手は際どい投球をストライクに見せようとミットを動かさないこと。
- 審判、相手選手を惑わす行為は厳禁である。絶対に行わないこと。
- 当日の天候で審判員が認めれば、試合でグラウンドコートを使用することはできる。監督、選手は試合中、グラウンドに出るときにはグラウンドコートを脱ぐこと。(ベースコーチ・走者になった投手は除く)
- 実際に妨害しようとしていない行為でも、審判が認めれば妨害をとることがある。(盗塁時に打者が捕手の送球を妨害するなど)
- 長引く怪我の治療や給水タイムの場合は時計を止める。
- カメラのフラッシュは使用禁止とする。
- バックネット裏の真正面にはビデオカメラを設置しないこと。
- ベンチ内で電子機器の使用は不可とする。(ビデオ、携帯電話など)
- メガホンはベンチ内に限って、1個の使用を認める。

《試合のスピードアップ》

- 打者はサインを見るときにバッテリーボックスから出ないこと。
- 試合球が汚れた場合は、濡れたタオルなどで拭いてきれいなボールを球審に渡すこと。
- 試合球を紛失したら、攻撃側で補充すること。
- ワンモアピッチで速やかに練習球をベンチに戻すこと。
- 守備側のタイムの時には守備練習はできない。
- 選手負傷による守備交代の場合、3球をめどに交代選手のみ練習を認める。
- 監督がマウンドに行く場合、小走りで行くこと。
- 攻守交代は守備位置まで全力疾走で行くこと。
- 捕手の掛け声はホームベースの後ろで行うこと。(初回から)
- ベースコーチ、先頭打者は円陣にかかわらない。(ベースコーチがいないとプレイがかけられない)
- 投球練習の代理捕手は、捕手道具を事前に着けさせておくこと。代理捕手がいない場合は、3塁手等が代わりに行うこと。(マスク、ヘルメット必要)
- 捕手の道具装着はベンチ内指導者も手伝うこと。
- 勝利したチームは、試合終了後のグラウンド整備を指導者も手伝って行うこと。
- 試合が終わったら、次のチームのために素早くベンチを空けるようにすること。
- バックネット付近のボール拾いは攻撃側が行うこと。

《審判》

- 審判の集合も試合開始30分前であるが、できれば1時間前に来て前の試合を参考すること。
- 審判服でベンチ入りはできない。(上着と帽子は替えること)
- 審判服で試合前の練習に参加しないこと。
- 次の試合のグラウンド準備は審判を中心に行う。
- 審判は野球規則、競技者必携、連盟内規を理解し、更に各大会の取り決めを理解して試合に臨むこと。
- 自らきびきび動いて、テンポの良い試合運びを心がけること。

《その他》

- 選手に持病がある場合など、可能ならば事前に張り番にお伝えしていただくと助かります。

日頃の練習や試合の時から守られるように指導してください。